

重要事項説明書（居宅介護支援）

1 事業の概要

事業者名	公益財団法人横須賀市健康福祉財団
事業所名	よこすか居宅介護支援センター
所在地	〒238-0014 横須賀市三春町2丁目12番地
介護保険事業所番号	1471904209
管理者	石川 真理子
連絡先	046-824-3399
サービス提供地域	横須賀市内
併設サービス	(居宅サービス) 訪問看護・訪問介護 (介護予防サービス) 介護予防訪問看護・介護予防訪問介護

2 事業所の職員体制等

令和7年4月1日現在

職 種	従事するサービス種類・業務	人 員
主任介護支援専門員	管理者・介護支援業務	1名(常勤専従)
主任介護支援専門員	介護支援業務	5名(常勤専従)
介護支援専門員	介護支援業務	2名(常勤専従)

3 営業日・時間

平日 月曜日～金曜日 8時30分～17時

休日 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日

4 サービス内容等

(1) 利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案し、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう、公正中立な事業所選択のもと連絡調整を行います。

(2) 事業所選択について、利用者は介護支援専門員に対し複数のサービス事業所等の紹介を求めることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。

(3) 当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着通所介護・福祉用具貸与の利用状況は補足資料の通りです。

(4) 事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又は家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう説明します。

(5) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的で開催するとともにその結果について職員に周知し、また職員に対し研修を定期的実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くなど必要な措置を講じています。

(6) 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的開催し、また職員に対し研修及び訓練を定期的実施するなど必要な措置を講じています。

(7) 事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的実施し、感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じています。

(8) 事業者は、職場や訪問先でのハラスメントの発生又は再発を防止するための指針を整備するとともに、相談・対応体制の整備（当事者の保護含む）及びマニュアルを併せて整備し、また研修を実施するなど必要な措置を講じています。

5 サービス提供の記録等

(1) 「サービス利用票」を作成し、利用者の確認を受けます。

(2) 事業者は、前記の「サービス利用票」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付することができます。

6 利用者負担金

居宅サービス計画（ケアプラン）作成については、利用者の負担はありません。

7 キャンセル

利用者が訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供を中止する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。 連絡先（電話）046-824-3399

8 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

○ よこすか居宅介護支援センター

電話番号 046-824-3399 FAX 046-824-3263

対応時間 平日 月曜日～金曜日 8時30分～17時（年末年始を除く）

○ 担当職員 石川 真理子

○ 責任者 野間 俊行

(2) 公的機関においても、次の機関に苦情申出等ができます。

○ 市介護保険相談窓口 横須賀市 民生局福祉こども部介護保険課給付係

電話番号 046-822-8253 FAX 046-827-8845

対応時間 平日 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始を除く）

＊横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へ

○ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

電話番号 045-329-3447 FAX番号 045-317-9959

対応時間 平日 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始を除く）

9 事故発生時の対応

(1) 事故発生の際は、直ちにご家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者（市町村）に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(2) サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。

10 非常災害時

非常災害の際、事業所の滅失や重大な毀損^きなどにより、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供が不可能になる場合があります。

- (1) 自然災害（地震・津波・台風・大雨・洪水・大雪等）
- (2) 交通災害（道路の破損・工事等）

11 個人情報・秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報、秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等危険がある場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) 利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議等、利用者にサービスを提供している他事業者との連絡調整等において必要最小限度とし、他に漏れることのないよう、細心の注意を払います。

12 禁止行為

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 職員に対する精神的暴力
（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント
（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

13 その他

介護支援専門員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮させていただきます。